

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業利用契約書

_____様（以下「利用者」と略します。）と社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供する介護予防支援サービス・介護予防ケアマネジメント事業提供について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス・支援計画を作成し、かつ、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス提供事業者や、関連機関等との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の期間について、利用者が、要支援認定者の場合には、令和 年 月 日から要支援認定有効期限満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日までとします。

2 この契約の期間について、利用者が、事業対象者の場合には、事業対象者として認定された日から認定終了日までとします。

3 上記契約期間満了日までに利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

（利用者負担金）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

（介護予防サービス支援計画立案の援助）

第4条 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」といいます。）を担当者として指定し、介護予防サービス・支援計画の作成を支援します。

2 担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- (2) 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- (3) 提供される介護予防サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス・支援計画の原案を作成すること。
- (4) 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象又は介護予防・生活支援サービス事業となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

(介護予防サービス・支援計画作成後の援助)

第5条 事業者は、利用者及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。

2 事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者の受ける介護予防サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する相談を受けた場合は、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

(契約の満了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合。
- (5) 利用者が要介護認定を受けたとき、又は要支援認定、事業対象者と認定されなくなったとき。
- (6) 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護等を利用した場合。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1ヵ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、次の場合に限り、契約を解除することができます。この場合には、1ヵ月以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

- (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合。
 - ①業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
 - ②事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
 - ③妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
 - ④利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為
 - ⑤契約以外の行為を執拗に要求した場合
 - ⑥その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行う事が困難になる理不尽な行為があった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に表示することとします。

(損害賠償)

第9条 事業者は、介護予防サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分に説明いたします。

(苦情対応)

第10条 事業者は、事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に基づき提供された介護予防サービス等について苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応いたします。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申立てを行うことができ、また、苦情の申立てを行うことにより、事業者は何ら不利益な取扱いを致しません。

3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会への苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者または利用者の家族等の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者および利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者および利用者の家族等の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族等の個人情報を用いませぬ。

(記録の整備、閲覧)

第12条 事業者は、利用者に対する介護予防サービス・支援計画の提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。

2 事業者は、利用者または利用者の家族に対し、保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(契約外条項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令及び新発田市介護予防・日常生活支援総合事業要綱の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(特記事項)

第14条 事業者は、利用者の申出等により、介護保険法第115条の23第3項の規定に基づき、本契約に基づく指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第13条で定める事項を遵守します。

上記のとおり、介護予防支援サービス・介護予防ケアマネジメント事業提供に関する契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

代理人を選任した場合

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

立会人を選任した場合

(立会人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

(事業者) 所在地 新潟県新発田市本町4丁目16番83号

事業者名 社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会

代表者職・氏名 会 長 山 口 恵 子 印